

121 特別認可学校規則廃止、徴兵令第十一条の中学校の学科程度以上の学校認定 [明治二十六年十一月]

十一月四日

(注記1)

特別認可学校規則ヲ廃シ徴兵令第十一条ノ中学校ノ学科程度以上ナルモノヲ示ス

文部省令

文部省令第十五号

一 明治二十一年文部省令第三号ヲ本月十日限廃止ス

一 明治二十一年文部省令第三号ニ依リ従前学則ヲ認可シタル

私立学校ニシテ尋常中学校卒業ノ者若クハ尋常中学校ノ程度ニ依リ相当ナル予備ノ学科ヲ修メタル者ヲ入学セシムル

モノハ中学校ノ学科程度ト同等以上ト認め仍徴兵令第十一条ニ依ルコトヲ得シム但将来従前ノ学則ヲ変更スル場合ニ

於テハ地方長官ノ認可ヲ請フヘク地方長官ハ之ヲ文部大臣ニ開申スヘシ

明治二十六年十一月四日

文部大臣 井上毅

(朱書)

(参照)

明治二十一年五月五日文部省令第三号ハ特別認可学校規則ナリ

法律第一号徴兵令(明治二十二年一月二十二日官報)抄録

第十一条第一項

満十七歳以上満二十八歳以下ニシテ官立学校小学校及撰科等府

県立師範学校中学校若クハ文部大臣ニ於テ中学校ノ学科程度

ト同等以上ト認めタル学校若クハ文部大臣ノ認可ヲ経タル学

則ニ依リ法律学政治学理財学ヲ教授スル私立学校ノ卒業証書

ヲ所持シ若クハ陸軍試験委員ノ試験ニ及第シ服役中食料被服

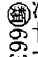
装具等ノ費用ヲ自弁スル者ハ志願ニ由リ一箇年間陸軍現役ニ

服スルコトヲ得但費用ノ全額ヲ自弁シ能ハサルノ証アル者ニ

ハ其幾部ヲ官給スルコトアル可シ

(注記1)

〔校正、 謄写、 (本校)〕

〔公文類聚第十七編 明治廿六年 卷三十一〕 2A, 11,  663〕